

*Constitutio Domus Regis* にみる王の狩猟スタッフ―覚書―

遠山 茂樹

東北公益文科大学総合研究論集第三〇号 抜刷

二〇一六年七月二〇日発行

## Constitutio Domus Regis にみる王の狩猟スタッフ—覚書—

遠山茂樹

### はじめに—問題の所在

所謂 *Constitutio Domus Regis* (以下、CDRと略記) は、ノルマン王朝下の王の家政 (king's household) の人的構成とその給付内容を記録した文書として、周知の基本史料といつてよからう。タウト (T.F. Tout) 以来の伝統的な見方からすれば、王家政はなによりも「ノルマン征服」以降、大陸にまたがる広大な領域を支配することになったイングランド王にとっては、支配の中核を成すものであった。後世の行政諸機関の起源も王の家政にあるとされ、国制史の上からも王家政のもつ重要性は指摘されてきた。<sup>①</sup> しかしながら、近年では王家政の役割を重視するようになった見方には誇張があるとして、大幅な修正が迫られていることも事実である。<sup>②</sup>

本稿は、国王統治や行政機構の発展といった観点から当文書をとりあげ、王家政の問題を考察しようというものではない。そうした問題に深く立ち入ることは、筆者の能力を超えており、とうてい能わざるところである。筆者はこれまでささやかながら中世イングランドにおける「王のフォレスト」(royal forest) に関する研究をおこなってきたが、狩

(1) *Constitutio Domus Regis* にみる王の狩猟スタッフ—覚書—

猟の問題は王のフォレストの本質に関わる問題であり、避けては通れない。そもそも王のフォレストが王の狩猟地として設定された区域を意味するとすれば、王の狩猟スタッフの人的構成やその活動をさぐることは、必要不可欠な作業といわなければならない。フォレスト研究の第一人者であるジン・ピレル (Jean Birrell) は、従来、狩猟行為は本質的に些末なものともみなされ、王のフォレストにおける狩猟の役割が過小評価されてきたことに警鐘を鳴らしているが、<sup>3)</sup> 狩猟の問題はフォレストの存在意義を考える上でも、重要な検討課題であるといえよう。本稿では、そのような観点から王の狩猟をめぐる問題の基礎的作業の一部として、CDR にみられる王の狩猟スタッフに問題の対象を限定し、そこに描かれているスタッフの構成や猟犬の役割について検討してみたい。

ノルマン朝下の王家政に関しては、わが国においては都築 彰氏が CDR をもとに、その人的構成や給付内容、諸職の起源・職掌などを詳細に検討している。<sup>4)</sup> しかしながら、狩猟スタッフについては、その名称と給付額が表示されているものの、それ以外の点については不問に付されたままである。この小稿の課題は、その空隙をいささかなりとも埋めることにある。最終的には、CDR 全体のなかにおける狩猟スタッフの位置付けをおこなうことも必要であろうが、今回はあくまでも狩猟スタッフそのものの的を絞って検討し、問題点をさぐることに主眼が置かれる。それゆえ、文字通りの覚書であることをあらかじめお断りしておく。

## 1. *Constitutio Domus Regis* にみる王の狩猟スタッフ

CDR は一二世紀の王の側近の中核を形成していた人びとをさぐる際には、ことのほか重要な文書とされているが、王の狩猟隊も巡行する王家政の不可欠な要素のひとつであった。

だが、その実態を把握するのは困難を極める。というのも、一二世紀の家政記録ないしは会計記録が現存していないからである。<sup>(6)</sup> 王国各地を移動した王の狩猟隊の現存する最古の記録は、ジョン王治世第一四年度（一二二二年五月三日）～一二二三年五月二二日）の家政会計記録簿（*Rotulus Miscie*）であるといわれている。<sup>(7)</sup> この史料からわれわれは王の巡行に随行した狩猟隊のことを初めて知ることになるのである。かつて CDR にみられる王の狩猟スタッフや猟犬の分析をおこなったラウンド（J.H.Round）、ホワイト（G.H.White）、バロウ（F.Barlow）などの先行研究も、主として一三世紀の諸史料や一五世紀初期の周知の狩猟書 *The Master of Game* に拠っているのもそうした事情に因るものと思われる。

以下、この小稿では史料の所在も含め、ラウンド、ホワイト、バロウ、ハーン（T.Hearne）、ホール（H.Hall）、ジョンソン（J.Johnson）らの先行研究を導きの糸としながら、近年チャーチ（S.D.Church）が校訂した CDR を基に、そこにみられる狩猟関係スタッフについて検討してみたい。CDR の記載にはチャーチの校訂版でも番号が付されているわけではないが、ここでは便宜上番号を付して、一つひとつ検討していくことにする。なお、問題となる語句については、それぞれの研究者の解釈を挙げ、比較してみたい。

(1) ‘Unusquisque de .iiii. comaritis .iiii. denarios in die.’

ここでは四名の角笛奏者の各々に、日当三ペンスの貨幣給付が支給されることが示されている。王侯貴族の狩猟に角笛がつきものであることは周知の事実といつてよからう。狩猟用の角笛は狩人の主要な道具であり象徴でもあった。一六六六年の報告によれば、王のフォレストであった Fulk de Lisures は、自ら王に従軍するとき、何頭かの馬と武器を備え、「首から角笛を下げし」（*cornu meo in collo meo pendente*）出征するのが義務であった。<sup>(8)</sup> フォレストとして角笛を所持していたフルクは、戦時も角笛奏者として従軍したのであろう。角笛奏者は「バイユーの綴織」にも見てとれるが、一四世紀及び一五世紀にはイングランドは狩猟角笛で有名であったといわれている。<sup>(9)</sup>

(一) ‘*Viginti servientes unusquisque .i. denarium in die.*’

ここに記されている二〇名の「従僕」(*servientes*)は、王の狩猟に従事する僕であろう。彼らはそれぞれ日当一ペニを受領したが、ラウンドによれば、この日当一ペニという金額は、従僕一人当たりの一般的な賃金であった。<sup>(10)</sup>こうした狩猟に係わる従僕については、たとえば、次に挙げるウィリアム二世の令状にその記載例が見うけられる。

“*Willernus Rex Anglorum F. veltrario et Isenbardo bernario et omnibus servientibus hanc consuetudinem requirentibus salutem. Sciatis quia clamor terram Sancte Marie de Surceio omnino quietam de bernagio donec ego inquiram quomodo fuit tempore patris mei. Teste Willelmo cancellario apud Rothomagum.*”<sup>(11)</sup> (イタリック、筆者)

当令状は、一〇九四×一〇九九年にノルマンディのルーアンで発給されたものであるが、ここにおいて、ウィリアム二世はベック修道院が保有するスユルシーの聖マリア教会の土地につき、父王ウィリアム一世時代の慣行調査が済むまでは同修道院に *bernagium* を要求しないようノルマンディ在の狩猟スタッフに命じている。ここで *bernagium* とは、<sup>(12)</sup> 主君の猟犬を飼養するために家臣が負担した封建的貢租で、家臣の封土に課された一種の地租のことである。当令状では、ベックの修道院が保有する土地の *bernagium* が問題になっているが、冒頭部分に王から命を受けた狩猟スタッフが記されており、その中に *veltrarius*、*bernarius* と並んで、*servientes* (従僕) も含まれている。

(二) ‘*Veltrarii unusquisque .iii. denarios in die et .ii. denarios hominibus suis et unicuique leperario obulum in die.*’

*veltrarius* は前項 (一) に挙げたベック修道院の史料にもみられるが、当該記載の後半部分にその「下働き」と「グレイハウンド」が明記されているところから、グレイハウンドの管理を委ねられた狩人であると考えられる。複数形

(veltrarii) で記されているので、veltrarius は複数いたものと思われるが、正確な人数は不明である。

当職は世襲されたケースもあり、ヘンリー一世治世第三二年度の財務府記録簿 (パイプ・ロウル) では、Henry de Lanare が自分の父親の veltrarius 職を引き継ぐために二八ポンド六シリング八ペンスという高額な会計報告をおこなっている。<sup>(13)</sup> ジョン王治世第一〇度の財務府記録簿には、一名の ualtrarius のため一一着の上着に要した経費として五五シリングが計上されている。<sup>(14)</sup>

当該記載 (三) の後半部分に見られる leperarius は、一般にグレイハウンドを意味するとされている。但し、現代のグレイハウンドと異なり、中世のそれはより力が強く、大型犬のマスターイフに似たところがあった。グレイハウンドは最も手強い猟獣—たとえばアカジカや猪—を相手にする際に使用された。<sup>(15)</sup>

諸史料では veltrarius と leperarius は、いかなればセットで併記されていることが多い。たとえば、一二一〇年、Thomas Porcherez は二三匹の leporarii と四名の valtrarii について支払いを受けている。また別の箇所では、同トマスは Valtrarius と記されている。<sup>(16)</sup> Porcherez という名称が示しているように、トマスは猪狩り専従の狩人であったと推測される。

ハーンは当該記載の冒頭に見られる Veltrarii に 'Praefecti cubibus veltriciibus' の注記を施している。おそらくグレイハウンドの管理人を想定していたものと思われる。ホールは veltrarius を 'Keepers of the Gazehounds' (Hall, *CL*) あるいは 'Keepers of coursing dogs' (*RB*) と訳している。嗅覚犬たる追走犬の飼育管理係といったところであろうか。ジョンソン訳では 'Fewterers' であるが、これはグレイハウンドの飼育管理係が、'fewterers' とも呼ばれたためであろう。その点を噛み砕いてか、*EHD* の編者の訳は具体的な犬種を示し、'Each keeper of the greyhounds' と訳している。ちなみにチャーチの訳では veltrarii は 'the hound handlers' となっており、犬種は示されていない。

(四) 'Mueta regis .viii. denarios in die.'

当該記載の冒頭にみられる「Mueta regis」の解釈は諸家によって異なり、問題が多い。ホールは *mueta* を「鷹籠」(*mews*) の意味に解し、「[Keepers of] the mews」と訳している。これはハーンの「*cavea aviarium*」に依っている。しかしながら、ホワイトも述べているように<sup>(17)</sup>、もしも *mueta* が鷹籠を意味するものであるとするならば、その管理に当たった鷹匠や鷹狩りに使用された鷹・隼についての記述がないのは何とも不可解である。中世にあつては、とりわけ鷹と隼は重要であつた。たとえば、ヘンリー一世治世第三年度の財務府記録簿には一〇〇羽のノルウェイ産の鷹 (*accipiter norriacus*) や一〇〇羽の隼 (*Giffals*) の納付義務が記されているほか、鷹の訴訟で金二マルクもの罰金を課された事例も見うけられる。<sup>(18)</sup>

ホワイトは鷹籠を意味する語は *mueta* ではなく、*mua* に由来する *muus* であると述べている。<sup>(19)</sup> そして、問題の *mueta* の意味について、フランス語の *meute/muete* を引き合いに出しながら、*mueta* は「獵犬の一団」(*a pack of hounds*) を意味する *mueta* の異綴りかもしれないと推測している。結論として、ホワイトは *mueta regis* は王の鷹籠の管理を担当していた役人というよりも、犬舎に関係していた人物であろうと推察した。*EHD* の編者はこの解釈を支持し、*mueta regis* を「the keeper of the king's kennels」と訳している。ジョンソン訳は「the king's pack of hounds」である。チャーチは「*CDR* が動物や物ではなく、人物への支払いを記載しているように思われるところから、このジョンソン訳は適切とはいえない」として「The handler of the king's pack of hounds」と英訳している。

確かに *CDR* は王家政の構成員に対する支払いを記した文書であることを考慮すると、チャーチの説明も頷ける。しかし、それだからといって「王の獵犬団」というジョンソンの解釈を無碍に退けることもできないように思われる。

この点を検証するために、まず、諸史料の中で *mueta/mota* がどのようなかたちで出てくるのか、具体的に見てみよう。たとえば、ジョン王治世第一七年度の財務府記録簿には、二名の王の狩人が「四頭の馬、五名の小姓、それに四二匹の獵犬の一団とともに」(*cum iiii<sup>m</sup> equis et v garcionibus . et xliij canibus de mota*) ウィルトシャーで狩獵活動を行った際の経費

が報告されているが<sup>(20)</sup> mota は canibus と結びついており、明らかに猟犬団を意味している。同様にジョン王治世第一四年度の *Prestita Roll* には、「グレイハウンド及び猟犬の一団の経費を賄うために (*ad expensas leporarium et canum de mota faciendum*)」、狩人ウィリアムに対してニマルクの支払いがなされたことが記録されている<sup>(21)</sup>。さらに、ジョン王治世第一四年度の *Rotulus Miscæ* には、グレイハウンドやブラシエ(犬種)と並んで猟犬団を帯同した狩猟隊の経費が多数記録されている<sup>(22)</sup>。これらの記載をみても、mota/mueta は鷹籠ではなく、猟犬団であることが明らかである。

一三世紀の諸史料では、猟犬団はグレイハウンドやブラシエと区別されてはいるもの、犬種は示されていない。これについてターナーは、‘canes de mota’を構成した猟犬は追走犬(‘canes currentes’)であろうと推測し、ラウンドは‘canes de mota’を「普通の猟犬」(ordinary hounds)の一団と看做している<sup>(23)</sup>。犬種は瑣末なことにように思われるかもしれないが、CDRの狩猟関連記事の意味を考える上では、無視できない。狩猟隊に猟犬は不可欠であったし、何よりも諸史料に頻出するためその基本的な意味はおさえておく必要がある。CDRでも mueta regis がグレイハウンドをはじめ他の犬種と区別されているところからすると、mueta regis は王の追送犬の一群を意味していたのではないだろうか。

ところで、上述したように、チャーチは CDR が動物や物ではなく、人物への支払いを記載しているように思われるところから、mueta regis に ‘the handler of the king’s pack of hounds’ の訳を当てている。だが、当訳だと、ともすれば王の猟犬団の世話係が「日当八ペンス」(viii. denarios in die)を受領したと受け取られかねない。しかしながら、右でみた諸史料において、猟犬の経費に係わる記載に mota の語が使用されているところから判断すると、CDR において mueta regis に割り当てられた日当八ペンスの貨幣給付は、猟犬の飼養に係わる経費のように思われる。

これに関連して、一二八五年にウィルトシャのメルクシャム・フォレストとビューシャム・フォレストに派遣された狩猟隊の史料をみてみよう。当隊は、王の狩人 John de Gayton (日当一シリング)、猟犬係五名(日当二ペンス)、弓手四名(日当二ペンス)、小姓(garciones)三名(日当一ペニ半)、それに各種の猟犬から構成されていたが、史料の一部

(7) *Constitutio Domus Regis* にみる王の狩猟スタッフ一覽書—



に次のような記載が見うけられる。

‘Johanni de heiritis et garcione (recte *garcioni*) suo euntibus ibidem cum canibus eo percipienti per diem ij. d. et garcione suo j. d. ob. pro vadis et expensis per idem tempus, vj. s. j. d. ob.

Eidem *pro putura xxx canum heiritorum quolibet percipienti per diem ob. per idem tempus, xxvj. s. iij. d.*’ (イタリック、筆者)

右の記録によれば、猟犬(ハリア) 係のジョンは日当二ペンス、その小姓は一ペニ半、「同期間」―二日間(筆者)―で合計六シリング一ペニ半を受領している。また、三〇匹の猟犬の「餌代として」(*pro putura*)、一匹につき一日当たり半ペニで、同期間(即ち、二日間)で合計二六シリング三ペンスが猟犬係のジョンに与えられていることが見てとれる。ここで留意したいのは、猟犬係のジョンは自分の日当以外に猟犬の餌代も受領しているが、それはあくまでも餌代であって、彼自身の日当ではないという点である。それゆえ、問題の *mueta regis* に割り当てられた八ペンスの貨幣給付も、猟犬団の一日当たりの飼養費(餌代)であるように思われる。

王の猟犬団を構成したのは、おそらく追走犬であろう。その正確な犬数は不明であるが、仮に一日当たりの餌代を半ペニとすると、少なくとも一六匹から構成されていたものと推察される。ともあれ、*CDR* に記されている八ペンスを猟犬団の飼養費と考えれば、‘why was he paid as highly as a knight?’<sup>(8)</sup> というホワイトの疑問も氷解するように思われるが、どうであろうか。

(五) ‘*Milites venatores . viii. denarios in die unusquisque.*’

この記載について、冒頭部分に見られる ‘Milites venatores’ をチャーチは ‘The huntsmen who are knights’ と訳し、ジョンソンは ‘Knight-Huntsmen’ と訳している。ホールは ‘Knight’s Huntsmen’、*EHD* の編者は ‘knights-huntsmen’ とそれぞれ訳している。騎士の慣習的な日当は八ペンスであったといわれているところから、おそらく当該狩人たちは騎士に相当する日当を支払われたのであろう。これら「騎士たる狩人」たちが普通の狩人よりも身分が高かったことは、次の(六)に述べる *catator* をはじめ他の狩猟スタッフよりも高い日当を得ているところからも窺える。

(六) ‘*Catatores unusquisque v. denarios.*’

ホールは当記載にみられる *catatores* を「ヤマネコの狩人」(*cat-hunters*) と解している。ヤマネコは狩猟の対象としてはありふれた動物であったし、狩猟特権を授与した特許状のなかでは、しばしば野兎や狐あるいは雉とともに言及されている。<sup>(27)</sup> ホールはおそらく *cattus* (*cat. wild cat*) から類推し、*catatores* をヤマネコの狩人と解したものとされるが、なぜヤマネコ専従の狩人が必要とされたのか、その理由が判然としない。また、*CDR* は、ヤマネコ狩りに使われた猟犬には全く触れていない。それゆえ、*catatores* とヤマネコとの結びつきはさわめて薄いものといわざるを得ない。ジョンソンは、*catator* なる語は *chasseur* からの逆成語であると推測し、ホワイトもジョンソンの見解に傾斜している。<sup>(28)</sup> *EHD* の編者も同様の推測をおこなっている。その当否は別として、仮にそうであったとしても、それらの狩人の役割はどのようなもので、一般に「狩人」を意味する *venator* とどう違うのか、という疑問は残る。

ラウンドが、著書の中で *catatores* についてまったく触れていないのは意味深長である。*Lithum* は、*catator* について、ド・カンジュに従いながら、(?) *cat-hunter* or (?) *hunter* と疑問符を付けている。<sup>(29)</sup> ド・カンジュ自身はハーンに倣っている。ハーンは、この語をヤマネコの管理人もしくはヤマネコ狩りに使われた猟犬の管理人と捉えている。ジョンソンは *catatores* を ‘Huntsmen’、チャーチも ‘Huntsmen’ と訳している。しかし、*EHD* の編者は ‘hunt-servants’ という訳語を当て

ている。これだと、(一)でみた *servientes* と実質的には大差ないように思われる。バロウは、*catatores* は、現代の用語で言えば、*Whipper-in* (狩人補佐) に相当するように思われると推測している。<sup>(31)</sup>

ホワイトによれば、*catatores* は CDR 以後、二度と現われない語であるという。<sup>(32)</sup> それゆえ、その意味を探るには決めた手に欠ける語なのである。なお、*DMIBS* には *catatores* の語は掲載されていない。したがって、推測の域を出ないが、騎士身分の狩人が直ぐ前に記載されているところからみて、*catatores* は騎士身分にあらざる狩人たちではないかと思われる。

(七) *'Ductor liemarii .i. denarium et liemarius obulum.'*

ライマー *liemarius* は大型の嗅覚犬で、狩猟開始前に獲物の居場所ないしは隠れ場を突き止めるために使用された。<sup>(33)</sup> 当該記載の冒頭に出てくる *Ductor* はかかるライマーをリードする先導役と考えられる。ホールの訳では *'Limmers'* と複数形になっているが、*ラウンド* も指摘しているようにこれは誤りであろう。原語は *liemarii* であって、*liemariorum* はない。

ヘンリー一世治世第三二年度の財務府記録簿には「一匹のライマーと四匹の追走犬」(*Liener et iiii Seus*) の納付義務についての記事が見うけられる。<sup>(34)</sup> *'Seus'* とは追走犬のことである。一二世紀末、ヨークシャの狩人 *Guy* は、「一匹のライマーを調教する奉仕によつて」(*per servicium aptandi unum liemium*) 二カルケイトの土地を保有していた。<sup>(35)</sup> その息子リチャードは同様に「王のライマー」(*liemium Regis*) を調教する奉仕によつて当該封土を保有していた。<sup>(36)</sup> また、イリーの司教は、ジョン王治世第四年度に、自らの狩人が犯した犯罪行為のため一二匹から成る獵犬団と一匹のライマーの納付義務を負っていたが、ターナーによれば、ヘンリー三世治世期においてもこれらの獵犬を滞納していた。<sup>(37)</sup>

当該記載の *'liemarius obulum'* にひびく、ホールは *'A Limeer, a half-penny'*、*シモンソン* は *'the lime-hound a halfpenny'*

EHD の編者は '1 halfpenny for the bloodhound' とそれぞれ英訳している。チャーチは、'hemarius obulum' は猟犬に半ペニという意味ではなく、猟犬係 ([handler]) に半ペニと解するのが望ましいとして、'the bloodhound [handler] a halfpenny' と訳している。チャーチが 'handler' をブラケットで括っているのがやや気になるが、それはさておき、筆者は上述の(四) でみたように、この半ペニも実質的にはライマーの一日分の餌代ではないかと推察している。

管見の限りでは、犬種を問わず、一三世紀の史料でも猟犬の餌代は一匹あたり半ペニである。たとえば、既述の狩人 John de Gayton が率いた狩猟隊は、ハリア、グレイハウンド、ブラツシエといった種類の猟犬を引き連れていたが、犬種を問わず、どの猟犬も餌代として一匹一日当たり半ペニ支給されている。<sup>(38)</sup> 勿論、貨幣価値については物価変動を考慮する必要があることはいうまでもない。たとえば、一一八〇〜一二二〇年がインフレーションの最悪期であったことはよく知られている。換言すれば、ヘンリ二世は一日一名の騎士を雇用するのに八ペンスを要したが、ジョン王は二シリング支払わなければならなかった。つまり、物価は三倍に高騰したのである。<sup>(39)</sup>

各種狩人の日当や経費、あるいは猟犬の飼育費の価値は時代によっておのずと変動はあるが、CDR にみられる 'hemarius obulum' の半ペニは、文字通りライマーに与えられたものであって、飼育係の日当ではないように思われる。

(八) 'Bernarius .iii. denarios in die.'

ホールはハーンに従い、当該記載の bernarius を「熊係」(bearward) と解している。ハーンはヘンリ・スペルマンに倣って bernarii を「雌熊の飼育係」(Bernarii qui ursas alunt, inquit H. Spelmanus.) の意に解しているが、熊係を意味する語は *ursarius* であって、*bernarius* ではない。<sup>(40)</sup> *bernarius* は一般的な追走犬の飼育係を意味する。諸史料では追走犬はよくグレイハウンドと一緒に併記されている。たとえば、一二〇五年の史料では八匹のグレイハウンドと一六匹の追走犬の一団が記されているが、グレイハウンド一匹につき半ペニが支給されるべきこととされているのに対して、一六匹の追

走犬には餌のふすまだけが与えられ、金銭の支給はなかった。<sup>(41)</sup>

追走犬は、種々の狩りで使われた。たとえば、一二〇七年には Simon Wac は「狐狩りのための獵犬」(canes ad vulpem) を所有する許可を得るため五マルクの納付義務を負っている。<sup>(42)</sup> また、ジョン王治世第一四年度の *Rotulus Misae* には、「ロジジャー・バーネル、彼のベルナリウス、そして一六匹の猪狩用獵犬に」(Rogerio Burnello et Bernario suo et xvi. canibus porkereciis) 対する支払いが記されているほか、同ロジジャーと彼のベルナリウスが二匹の猪狩用獵犬を引き連れて一週間の狩猟に出かけた際の経費が記録されている。<sup>(43)</sup> いずれも、ロジジャーと「彼のベルナリウスに」(Bernario suo) と記されているところから、bernarius は狩人ロジジャー・バーネルの下で働く獵犬係であったにちがいない。ラウンドは、bernarius は獵犬の世話を預かっていた 'hunt-servant' と理解するのが最良であろうと述べているが、<sup>(44)</sup> この説明は納得がいく。

当記載の Bernarius について、ジョンソンは 'Berner' と訳し 'Feeder of hounds' の注記を施している。EHD の編者は 'The keeper of the running hounds'、そしてチャーチは 'The running hound handler' と訳している。このようにみてくると、CDR の Bernarius は (四) で検討した 'mueta regis' を預かっていた王の獵犬 (追走犬) 係であった可能性も出てくる。

(九) 'Venatores del haired unuquisque .iii. denarios in die et magni harred .iiii. debent habere .i. denarium et de paruis harred .vi. in die.'

チャーチは haired に 'leash hounds' の訳語を当てている。それゆえ、紐で繋がれた獵犬の狩人たちは、各々日当三ペンスを受領したものと解される。そして、バロウに依りながら、後半部分の記載、即ち 'magni harred .iiii. debent habere .i. denarium et de paruis harred .vi. in die.' が意味するところは、大型犬は四本の紐で繋がれており、小型犬は六本の紐で繋がれていたということではないか、と推測している。<sup>(45)</sup> 犬種あるいは獵犬の用途は示されておらず、むしろ獵犬が「紐」

で繋がれていることに力点が置かれている。

ハーンは ‘Venatores del haired’ (BB) を venatores cervi、即ち、雄のアカジカの狩人たちの意に解し、ホールはこれに従って ‘Harrede’ (RB) を雄のアカジカの意に解した。‘magri’ と ‘paris’ は明らかに haired/Harrede を修飾しているので、ハーンとホールの解釈に従えば、四頭の「大鹿」と七頭の「小鹿」が、それぞれ一ペニの貨幣給付を受けていたことになる。この場合、鹿は雄のアカジカである。ちなみに、ホールは当該記載を次のように訳している (Hall, CL)。<sup>46</sup> ‘The Huntsmen of the Hart, each threpenne daily, and of the great Hart four ought to have a penny, and of the small Hart seven a penny.’ 日当三ペンスのアカジカの狩人は別として、大小のアカジカたちが一日当たり一ペニを受給するというのは、いったいどういうことであろうか。それとも鹿の大小に応じて、異なる狩人が複数存在したというのであろうか。いずれにせよ、このホールの英訳はどうも釈然としない。

これに対してラウンドは、‘Venatores del Harrede’ の ‘Harrede’ は hairez (harrier or harriers) と同じ語であり、ハリア犬を意味するものと解した。<sup>47</sup> ハリアは追走犬の特別な犬種で、その名称は野兎 (hare) に由来するという見方もあるが、少なくとも一三世紀には鹿狩りのために使われた。ホワイトは、‘Harrede’ をハリアとみなすラウンドの見解に同調している。両者の解釈によれば、「大型ハリア犬」と「小型ハリア犬」を管理する狩人がいたことになり、大略、四匹の大型ハリア犬は飼養費として一日一ペニを要し、七匹 (RB) の小型ハリア犬は飼養費として一日同額を要するものと解される。ラウンドの解釈に依拠したホワイトの訳は、次の通りである。<sup>48</sup> ‘[?] of] the big haired (or Harrede) 4 ought to have 1 penny and of the small haired (or Harrede) 6 (or 7) 1 penny.’

ハリアとその飼育管理人に関連し、*Testa de Nevill* には、ウィルトシャーの「Ricardus de Heyraz は主たる王のハリアを管理する代償として Alderbury に半ハイドの土地を保有する」(Ricardus de Heyraz tenet dimidium hidam terrae in Alwatebir’ pro heyrez domini Regis custodiendo.) との記載がみられる。<sup>49</sup> これは、RB の記載、すなわち「Ricardus de Hairez

(13) *Constitutio Domus Regis* にみる王の狩猟スタッフ—覚書—

は、王の猟犬を管理する役務によって」(Ricardus de Harez, per seriantem custodiendi canes Regis.)<sup>(48)</sup>に対応する。これは役務保有 (serjeanty) の一例で、リチャードはハリア犬の飼育管理によって王から土地を保有していたのである。また、リチャードが 'Heyraz' と呼ばれているのは、その名を猟犬ハリアからとっているためである。<sup>(49)</sup> ヘンリー一世治世第三二年度の財務府記録簿において六シリングのデインゲルドを免除されている Walter de Harez も、<sup>(50)</sup> ことによると同様の役務によって土地を王から下封されていたのかもしれない。

同じく再び CDR に立ち戻ると、ジョンソンは 'Venatores del harred' に関連し、次のように説明する。フランス語の *meute* は訓練された猟犬の一団を意味する。また、同じくフランス語の *harde* は複数の猟犬を繋ぎ留めておくための紐 (cord) を意味する。と同時にそのように紐で繋がれた猟犬団をも意味する。それゆえ、*harred* は *harde de chiens*、即ち紐で繋がれた猟犬の一団を意味する<sup>(51)</sup>と。ジョンソンの英訳は、それをよく反映しており、'Of the great leash four [hounds] id. And of the small leashes six should have id.' (イタリック、筆者) と訳している。そして、ジョンソンは当猟犬の一団を上述した (四) の *mueta regis* と対比しつつ、*mueta regis* の方を「紐で繋がれていない猟犬の一団」と解釈したのである。

なお、RB に拠っている EHD の編者は 'Harrede' を 'the greater staghounds'、あるいは 'the lesser staghounds' と訳し、マガジカの成獣狩り用猟犬を想定している。

(10) 'Ad magnos hared .ii. homines et unusquisque .i. denarium in die et ad paruos .ii. homines et unusquisque .i. denarium in die.'

この記載中 *hared* について、チャーチは 'harrier hounds' の訳語を当てている。これに対してジョンソンは *harrede* を 'leashes'、ホールは *Harrede* を 'Hart'、そしてホワイトはラウンドの解釈に倣って *harred* (or *Harrede*) を 'harrier or harriers'

の意に解している。ちなみにチャーチ以外は(九)と(一〇)の項目を一つと見なしており、チャーチだけが別個のものとなっている。これはチャーチが *hared* と *hared* を異なるものと捉え、前者を *'tash hounds'*、後者を *'harrier hounds'* と解したためであろう。

(一一) *'Braconarii unusquisque .iii. denarium in die.'*

ホールは *braconarii* を *'The keepers of the Brachs'* と訳している。ハーンはブラシエ (*bracones*) について、洞察力があり、鋭敏な猟犬であると説明している。ブラシエは小型の嗅覚犬で、主に手負いの鹿の臭跡をたどりながら獲物を追跡した。<sup>(53)</sup> ジョン王治世第一四年度の *Rotulus Misae* にはブラシエを意味する語が頻出するが、その世話は小姓の手にゆだねられていたようである。<sup>(54)</sup>

ラウンドは、*braconarii* について言及してはいるものの、あえて翻訳を避けている。というのも、一二世紀及び一三世紀には、ブラシエはライマーを指す語としても使用されていたからである。<sup>(55)</sup> (七)で述べたように、ライマーは大型の嗅覚犬で、通常、長い紐で繋がれ、主に獲物の居場所を突き止めるために使われた。ラウンドが述べるように、ライマーがブラシエと混同されていたことは、ヘンリ三世治世期のフォレスト関係の史料からも見てとれる。

たとえば、一二五一年にノーサンプトンシャで実施されたフォレスト審問記録には、グロスタ伯リチャード・オヴ・クレアがアカジカを仕留めた時の様子が、近在の村人たちによる次のような証言によって明らかにされている。

*'Deresburg', iurata, dicit per sacramentum suum quod dominus R. de Clare, comes Glouern', fuit apud Rowell' predicto die Nativitate beate Marie et post prandium iuit ad boscum suum de Miclewode et in eo discipulavit duos brachetos de nota sua; et inuenit unum ceruum, qui timore canum exiuit de bosco uersus forestam, et captus fuit cum leporais dicit comitis in campo de*



右の叙述で興味深いのは、グロスタ伯が「自分の猟犬の群れから二匹のブラシエを解き放し」(*discipulanti duos brachettos de mota sua*)、鹿を探索させている点である。最終的には鹿はグレイハウンドによって野原で仕留められたようであるが、二匹のブラシエは明らかにライマーと同じ役割、すなわち獲物（この場合は雄のアカジカ）の居場所を突き止める役割を演じている。この時の狩りの様子は、一二五五年のフォレスト巡回裁判記録にも記されているが、森の中でアカジカを発見したのは伯ではなく、二匹のブラシエであるとの叙述になっている。<sup>(57)</sup>

ホワイトは、一三世紀あるいはそれ以前からブラシエが追送犬の代用語としても使用されていたことを指摘している。<sup>(58)</sup> また、ターナーは、エドワード一世治世期の納戸部 (*Wardrobe*) の記録より、*bracconarius* はグレイハウンド係りの *'fewterer'* を意味しており、上記 (三) で述べた *veltrarii* の代用語として使用されていたようであると推測している。<sup>(59)</sup> だが、*CDR* では *bracconarii* と *veltrarii* が別々に記載されているところからみて、少なくとも当時にあっては両者は別個の狩猟スタッフと見なされていたように思われる。

ブラシエは手負いの鹿を追跡する働きもしたため、密猟者にとっては理想的な猟犬であった。<sup>(60)</sup> それだけに、王のフォレストでは、その帯同が禁じられることもあった。たとえば、一二五三年、国王ヘンリー三世はピーターの子息レジナルドの妻がデイン・フォレストを通過する際には、二本の紐で繋がれたグレイハウンドを連れて、一回だけ狩りをすることを認めるよう聖ブリアヴェルの城代に命じているが、*'sine arcubus et brachettis'* として、弓の携帯とブラシエの帯同を禁じている。<sup>(61)</sup> 王のフォレストにおいて、弓の携帯とブラシエの帯同が禁じられたのは、それなりの理由があったのである。

チャーチは *bracconarii* を *'The brachet hound handlers'* と訳している。ジョンソンは *'Brach-Keeper'* として、ブラシエ

(brach) は小型の嗅覚犬であると注記している。EHDの編者は、ブラシエが小型犬であることを意識してか、'the keepers of the small hounds'の訳を当てている。

(111) 'Luparii .xx. denarios in die ad equos et homines et canes et debent habere .xxiii. canes currentes et .viii. leporarios et .vi. libri per annum ad equos emendos sed ipsi dicunt .viii.'

Lupariiは一般には狼狩りに従事する「狼狩人」(wolf hunters)と考えられている。CDRの記載では狼の狩人が何名いたのか、正確な人数は不明である。複数形で書いてあるので、一名以上であったことは間違いないであろうが、一人当たりの日当が記されていないのは、この狼の狩人だけである。彼らは複数頭の馬、下働き、そして猟犬のために一日当たり二〇ペンスを支給された。また、二四匹の追走犬と八匹のグレイハウンドを所有していなければならず、馬の購入費用として年間六ポンド支給されるが、彼ら自身は八ポンドであると主張している。

狼狩りは盛んにおこなわれたようであるが、それは狼が害獣と看做されていたことと無関係ではなからう。ヘンリ二世の財務府記録簿には狼狩人らに対する支払いが記録されているが、ウースタシャではヘンリ二世治世第一三年度より、ジョン王治世期に至るまで、毎年のように「狼を捕獲する狩人に」(Venatori qui capti lupos) 対して三シリングが支払われた。<sup>(82)</sup>ジョン王治下では狼狩り用の猟犬を管理したEudesとRichardに対して支払いがなされているが、この二人は自らの猟犬とともに'Luvezei'と呼ばれていた。<sup>(84)</sup>両人はギリンガムで二匹の狼、クラレンドンで一匹の狼をそれぞれ捕獲した報酬として一五シリングの支払いを受けている。<sup>(85)</sup>また、Stephen of Guildfordは一二二二年、ハンブシヤ北部におけるジョン王の狩猟拠点であったフリーマントルで一匹の狼を捕獲した報酬として五シリングを受領している。<sup>(86)</sup>

狼狩りには猟犬が使われたが、罾を仕掛けて捕獲することもあった。たとえば、ジョン王治世第八年度の財務府記録簿には、狼狩人のウォルタに対して狼捕獲用の罾を作るための経費として一〇シリング三ペンスの支払いが記録されて

いる。<sup>(67)</sup> 狼は害獣と見なされていたこともあってか、その駆除は中世を通じて叫ばれていたようである。

ヘンリ三世治下、一二二五年の記録によれば、William de Leveriz は王のフォレストにおいて狼を捕獲する役務により、王からウイルトシャのカウズフィールド在の土地を保有していた。ウイリアムの名前にみられる「Leveriz」は、おそらく「wolf」の別名であろう。<sup>(68)</sup> 一二八一年、王は Peter Corbet に対して、グロースタシャ、ウースタシャ、ヘレフォードシャ、シュロップシャ、そしてスタッフォードシャの各州において全ての狼を捕獲・殺害するように命じている。裏を返せば、狼はこれら五つの諸州にこのほかはびこっていたのかもしれない。一二八〇年代には Peter Corbet や Richard Talbot といった騎士階級の者たちに組織的な狼狩りの仕事が割り当てられたのである。<sup>(69)</sup>

ハーンは Luparii を「狼を猛追し、狩る者」(Luporarii, qui lupos insectantur ac venantur) と説明している。<sup>(70)</sup> ホールは当初「Wolf-catchers」と訳していたが、<sup>(71)</sup> のちに「Wolf-hunters」と修正している。<sup>(72)</sup> ジョーンソンはこれに倣い「Wolf-Hunters」と訳しているが、*EHD* の編者も「The huntmen of the wolf-hunt」と内容的にはほぼ同様の意味にとっている。

これに対してチャーチは「Luparius はアングロ＝ノルマン語で *lupier* すなわち「狼犬」(wolfhound) を意味する(*lup*)、さらに『財務府対話編』(*Dialogus de Scaccario*) の中では「wolf hunters」が *luporum comprehensores* と記されていて「Luparii とは記されていない点に注目し、Luparius は狼狩りに従事する狩人というよりも「狼犬係」(the wolfhound handlers) と解釈した方がよいのではないか、<sup>(73)</sup> と述べている。とはいえ、大半の研究者はこうした解釈を退け、「wolf hunters」の方を支持していることから、結局のところ、チャーチ自身も「wolf hunters」の訳語を当てている。

チャーチは右に述べたような理由から、本来であれば Luparii を「the wolfhound handlers」と翻訳したかったのであろうが、狼狩り用の獵犬係が狼狩りで必要とされた何頭かの馬、下働き、そして獵犬のために一日当たり二〇ペンスを支給されたのであろうか。筆者にはいささか疑問である。Luparii は、やはり「狼の狩人たち」ではないだろうか。

(111) 'De archariis qui portabant arcum regis unusquisque .v. denarios in die, et alii archarii tantundem.'

ホワイトは、こゝで言及されている「王の弓」(arcus regis)の運び手は王の遊獵(King's sport)に際して雇用された弓手かもしれないという。だが、他の弓手たちも同額の貨幣給付(五ペンス)を受けていることを考えると、彼らが王の遊獵に関与しなかった理由はなからであろう。弓の射手は狩獵においては重要な役割を演じているゆえ、どの弓手も王の狩獵に係したものである。<sup>(74)</sup>

王の狩獵に限らず、狩獵における弓矢の重要性については多言を要しないであろう。ヘンリー一世の「キー・メン」の一人であった Nigel d'Aubini<sup>(75)</sup>は、宮廷人としての経歴を「王の弓を担う」(portans arcum regis)ところから始めたといわれている。<sup>(76)</sup>しかし、ナイジェルが経歴を積んだのは王の軍事的家政(familia regis, the king's military household)においてであって、王の家政(domus regis)ではなかった点に留意しなければならない。換言すれば、ナイジェルは CDR の記載にみられる狩獵スタッフの弓手とは性格が異なるのである。

ヘンリー一世治世第三二年度の財務府記録簿には「弓手」(arcarius)と記されている者が三名おり、いずれもディングルドの支払いを免除されている。<sup>(78)</sup>当税の免除は弓手としての職務と何らかの関係があるのかもしれないが、残念ながら詳細は不詳である。

一三世紀後半、王の狩人 John de Selvestrod に対して支払われた記録を見てみると、「四名の王の弓手の報酬として、同期間(三日間―筆者)で「シリニング」(pro vadis iij archerionum regis per idem tempus, ij s.)<sup>(79)</sup>と記されている。シリニングを二ペンスとして換算すると、王の弓手一人当たりの日当は二ペンスということになる。「王の弓手」とはいえ、彼らの報酬がグレイハウンドの世話に当たった小姓と同額であった事実は、<sup>(80)</sup>彼らの地位を推し量るうえでひとつの判断材料になるかもしれない。

ホールは 'archarii' や 'Archers' の *ア* *ム* *ン* *ン* *ム* 'Archers' と訳している。EHD の編者は 'the bowman' (単数形) 'チャー

チは‘the bowmen’（複数形）の訳語を当てている。

(一四) ‘Bernardus, Radulfus le Robeur et socii eorum unusquisque .iii. denarios in die.’

この記載の冒頭にみえる二名の人物については、いまだ同定されていない。しかし、後者すなわち Radulfus le Robeur について、ハスキンズはバイユーにひとつの家屋敷を保有していた Radulfus le Forbeur ではないかと推測している。Radulfus は王の「猟具及びその他の武器を磨き上げる奉仕を除き」(excepto servitio furbiandi venabula et alia arma mea) すべて<sup>(81)</sup>の奉仕と慣習的貢租を免除されていた。これに関連して、ヘンリー一世治世第三二年度の財務府記録簿中、ハンプシヤの記録に「磨き手オールドウィン」(Aldwinus forbator) の記載が見られるところから、少なくともヘンリー一世の時代に<sup>(82)</sup>王の武器や猟具を磨き上げる役務によって土地保有を行っていた者がいたことが窺える。

## 二、王の狩猟スタッフをめぐる諸問題

CDR に記されている狩猟スタッフは、前節でみたように、角笛奏者、狩人、各種の猟犬とその飼育管理人から構成されている。CDR は王の家政の構成員とその給付を箇条書きに記したものであるゆえ、狩猟スタッフに関する記述も短く、CDR の最後のごく一部を占めているにすぎない。だが、これまでみてきたように、その解釈には困難が伴う。

たとえば、前節の(九)でみた ‘Venatores del haired’ (チャーチ校訂版) の haired は「紐で繋がれた猟犬の群れ」なのか「アカジカ」なのか、それとも「ハリア」なのか、「アカジカ狩り用猟犬」なのか、率直に言って、判断に迷う。既述のように、ジョンソンはフランス語の *herde* は紐で繋がれた猟犬の一群を意味するところから、‘Venatores del

harred' (ジョンソン校訂版) を 'Huntsmen of the Hounds on the Leash' と訳し、'Ad magnos harrede' (同校訂版) を 'Of the great leash' と訳出している。アングロノルマン語の *harde*, *hart*, *hard* も 'rope, cord' の意味をもつところから推して、ジョンソン訳は一つの解釈として成立するであろう。

チャーチも猟犬を繋ぐ「紐」を重視し、'Venatores del harred' (チャーチ校訂版) を 'The huntsmen of the leash hounds' と訳している。ところが、チャーチの場合、前節でみたように、'Ad magnos harred' (同校訂版) を 'For the big harrier hounds' と訳出し、*harred* を「ハリア犬」の意味にとっている。両者のちがいは根本的にはそれぞれが校訂に際して依拠した写本に因る。すなわち、チャーチは *CDR* の現存する一三世紀の写本のうち、基本的に *The Little Book of the Exchequer* に拠っているのに対して、ジョンソンは *The Red book of the Exchequer* の改訂に基づいているのである。<sup>(21)</sup> とはいえ、チャーチのように *harred* を 'leash hounds'、*harred* を 'harrier hounds' と明確に区別して訳出するには、より一層具体的な史料の裏付けが必要であろう。それゆえ、この点については更なる検討の余地がある。

また、前節(四)でみた 'Mueta regis' も、その解釈には問題が多いが、*mueta* を「鷹籠」と解釈するハーンやホルの説はかなり信憑性が低いといわざるを得ない。後世の諸史料から判断して、*mueta* は「獵犬団」の謂いであろう。ちなみに、アングロノルマン語の *mote*, *muete* は 'pack (of hounds)' を意味し、<sup>(22)</sup> 古フランス語の *muete* も 'Meute (der Jagdhunde)'、即ち「獵犬の(群れ)」を意味する。<sup>(23)</sup> それゆえ、*mueta* は「獵犬の一団」(a pack of hounds) を意味する *mueta* の異綴りかもしれないというホワイトの推測は正しいように思われる。

前節(四)でみたように、チャーチや *EHD* の編者は *mueta regis* に対する八ペンスを獵犬団の飼育管理人への給付とみたが、バロウはブラシエの飼育費とみており、筆者もどちらかと言えば、バロウの見方に与するものである。但し、*mueta regis* を構成する獵犬はブラシエというよりは、追走犬ではないかと思われる。追走犬はジョン王治世の諸記録では 'canes de mota, canes currentes' あるいは *sousos* としてあらわれる。<sup>(24)</sup> *CDR* では前節の(一一)で見たように、ブラシエ

(21) *Constitutio Domus Regis* にみる王の狩猟スタッフ—覚書—

の飼育管理に当たったと思われる *Braconarii* が単独で記載されており、(二二)では狼狩人の狩猟隊の中に、追走犬がグレイハウンドと併記されているので、*CDR* が作成された一二世紀前半にあつては、ブラシエと追走犬は区別されていたように思われる。少なくとも、*CDR* の作成者にとってはそうであつたらう。

それにしても、*CDR* の狩猟スタッフに鷹匠がいなのは何とも不可解である。本稿の(四)でも少しく触れたが、鷹と隼はヘンリ一世の財務府記録簿にも記載されており、重要な納付品目であつた。鷹の訴訟のために支払い義務を負っている記載も散見される。たとえば、ノッティンガム・ダービー州のロバートは鷹に関する訴訟のために金二マルクの会計報告をおこない、王庫に金一マルク相当の六ポンドを納付、金一マルクは未納であつた。<sup>(88)</sup> また、ロンドンのチェンバレンであつたウイリアムは、ロレーヌ産の鷹の訴訟のために銀一〇〇マルクの支払い義務を負っている。<sup>(89)</sup> ヘンリ一世の財務府記録簿には、おそらく鷹匠であろうと推測される *Rumiferus* が王のために一羽の鷹を購入すべく四〇シリングを与えられたことを示す記載があるが、彼は王の鷹狩りに関係していた人物であつたにちがいない。その他四名の *falconarius* と二名の *accipitarius* の名前が記されているが、それに伴う記載事項は王への金銭の支払いか免除のいずれかで、王の鷹狩りとの関連を示唆する具体的な記述はない。<sup>(90)</sup> だが、これは財務府記録簿の史料的人格からいって、当然のことといえるかもしれない。ともあれ、ヘンリ一世の財務府記録簿には鷹と隼に関連した記載が随所に見うけられ、間接的ながら、鷹狩りへの関心の高さが窺える。

また、ヘンリ一世治下で鷹匠 (*falconarius*) として活躍していた *Ared* は、一一〇四年にウィルトシャの *Chelworth* マナを下封され、同王の発給した何枚かのチャータに認証者の一人として、その名を残している。<sup>(92)</sup> ヘンリ三世の一二四六年の *Parent Rolls* には、ヘンリ一世の時代に、鷹匠 (*accipitarius*) *Alfene* が日当一ペニを受領していたことを示唆する記載がみられるが、<sup>(93)</sup> この日当は *CDR* に記されている狩猟スタッフの中では、二〇名の従僕やライマーの先導者と同額で最低の範疇に入る。また、*Testa de Nevill* によれば、ヘンリ一世はカーライル・フォレストにおいて王の鷹の巢の管理

を条件に、エドウィンなる人物にラクトンの土地を与えていた。<sup>(94)</sup>

イングランドにおいても長い歴史を有する鷹狩りは、王侯貴族が愛好した狩猟のひとつであった。たとえば、チェスタ伯はその家中に数多くの狩人、鷹匠を抱えていた。貴族諸侯が猟犬と同じように鷹や隼にも高い関心を抱いていたことは疑問の余地がない。鷹匠は貴族諸侯の家政においては、時として高位を占めていたのである。<sup>(95)</sup> それだけに、CDRの狩猟スタッフ関連の箇所は鷹匠をはじめ、鷹狩りに関連する記載がないのは不可解であり、不自然ですらある。ホワイトは、鷹匠などの鷹狩りに関連する記載は、本来はCDRの最後に記されていたものの、失われてしまった可能性を示唆している。<sup>(96)</sup>

### むすびにかえて

以上、CDRにみられる狩猟スタッフについてみてきたが、ひとくちに狩猟スタッフと言っても、個々のスタッフの正確な意味を把握するのは容易ではなく、それぞれの研究者によってその解釈も異なることが理解されよう。できる限り繰り返しは避けたいが、とりわけ本稿の第一節(九)では、「猟犬」(ラウンド、ホワイト説)か「紐」(ジョンソン、バロウ、チャーチ説)か、はたまた「アカジカ」(ハーン、ホール説)か、といった解釈上の大きな相違が明らかになった。また、第一節(一〇)で見たように、チャーチは'hained'と'harnd'をまったく異なる意に解し、訳出している。これらの点については、更なる検討の余地がある。

その一方で、各種の猟犬とその飼育管理に当たった猟犬担当スタッフとの結びつきについては、ある程度想定することができたように思われる。即ち、ランニング・ハウンドと**berens**、グレイハウンドと**fewlers**、ブラシエと



bercelleters、そしてライマーとその leader (limerer) である。加えて、おそらくはハリアの一団を率いたと思われる狩人たち、それに狼狩り専従の狩猟隊を率いた狼狩人たちがいた。また、王は独自の獵犬団 (mueria regis) を抱えていたものと思われる。

狩猟スタッフに与えられた貨幣給付の面から見ると、日当八ペンスの騎士身分の狩人から日当一ペニの狩猟従僕やライマーの先導役まで、緩やかなヒエラルキーが認められる。狼狩人については日当が記されていないが、それ以外の獵犬担当者は、日当一ペニのライマー先導役を除き、すべて日当は三ペンスである。狼狩り隊の存在は、狼の駆除が当時から大きな課題となっていたことを反映している。また、憶測の域を出ないが、日当五ペンスの Catator は騎士身分にあらざる狩人ではないだろうか。既述のように、バロウは catatores を 'Whipper-in' と推測しているが、獵犬の群れから離れた迷い犬を元に戻すような役目を負った狩人補佐に五ペンスの日当が支払われたとは考えにくい。

狩猟スタッフの関連記事は、狩猟関係者と獵犬の「短い目録」(brief inventory) に<sup>(24)</sup>すぎず、その説明も後世の史料に頼らざるを得ないが、鷹匠をはじめ鷹狩り関係の記事がないのはいささか理解に苦しむ。既述のように、それらの記事は今日知られている CDR の末尾に続いていったものの、一二世紀前半もしくは一三世紀の段階で失われてしまったのかもしれない。

一一三六年頃のものと考えられる CDR の原本は現存しておらず、残存しているのは一三世紀の三つの写本だけである。しかも、各々のセクションに付けられている小見出しは一三世紀に筆写された際に添付されたもので、原本にはなかった可能性が<sup>(25)</sup>すこぶる高いことがチャーチによって明らかにされた。それだけではない。CDR の正式の表題 'hec est constitutio domus regis de procuracionibus' も一三世紀まで冠されていたかどうか、まったく定かではないのである。実のところ、表題すら原本にはなかったようなのである。<sup>(26)</sup>このようにみると、鷹狩関係の記載は一三世紀に筆写された際に抜け落ちてしまった可能性も十分あり得る。

一一八〇年代に CDR と思われる文書に言及しているウォルタ・マップが、当文書に一二世紀には知られていた *Constitutio Domus Regis* なる表題を付与しなかったことは示唆的である。<sup>(25)</sup> チャーチは CDR に厳格な「部局化」を読み込んではならないと注意を喚起しているが、反面、猟犬に対する貨幣給付を一律に「人物」への支払いと解釈するのは問題があるように思われる。筆者は猟犬への給付は、猟犬の飼養経費ではないかと愚考する。

本稿では、冒頭で述べたように、CDR の狩猟スタッフに的を絞って検討し、問題点をさぐってみた。史料制約もあり、狩猟スタッフの実像に迫るのは容易ではない。ともあれ、本稿で浮き彫りにされたいくつかの問題点については、より一層の検討が必要である。今後の課題としたい。

#### 【略語表】

BB : *Liber Niger Scaccarii nec non Wilhelmi Worcesterii Annales Rerum Anglicarum*, ed., T. Heame, 2vols., Oxford, 1738, 2<sup>nd</sup> edn. 1771, repr. 1774.

RB : *The Red Book of the Exchequer*, ed. H. Hall, 3vols., Rolles Series, London, 1896.

Hall, CL : H. Hall, *Court Life under the Plantagenets*, London, 1890.

Johnson, Dialogus : *Richard fitzNigel, Dialogus de Scaccario: The Course of the Exchequer and Constitutio Domus Regis : The Establishment of the Royal Household*, ed. and tr. Charles Johnson, Oxford, 1983.

Church, Dialogus : *Richard fitzNigel, Dialogus de Scaccario : The Dialogue of the Exchequer*, ed. and tr. Emilie Amt, and *Constitutio Domus Regis : Disposition of the King's Household*, ed. and tr. Stephen Church, Oxford, 2007.

EHDii : *English Historical Documents II, 1042-1189*, ed. D. C. Douglas and G. W. Greenaway, 2nd edn., London, 1981.

PR 31 Henry I : *Magnum Rotulum Scaccarii, vel Magnum Rotulum Pipae de Anno Tricesimo-Primo Regni Henrici Primi*, ed. J.

(25) *Constitutio Domus Regis* にみる王の狩猟スタッフ—覚書—

- Hunter, Record Commission, London, 1833.
- Barlow, *WR* : F.Barlow, *William Rufus*, London, 1983.
- White, *KS* : G.H.White, “The *Constitutio Domus Regis* and the King’s Sport”, *The Antiquaries Journal*, vol.30, 1950.
- Round, *KS* : J.H.Round, *The King’s Sergeants and Officers of State*, London, 1911.
- Docs English History* : *Documents of English History Illustrative of the Thirteenth and Fourteenth Centuries*, ed. H. Cole, Record Commission, London, 1844.
- Rot. de Lib.* : *Rotuli de liberate ac de Misis et Praesentis Regnante Johanne*, ed. T.D. Hardy, Record Commission, London, 1844.
- Testa de Nevill* : *Liber Feodorum. The Book of Fees commonly called Testa de Nevill*, part I, A.D. 1198-1242, London, 1920.
- DMLBS* : *Dictionary of Medieval Latin from British Sources*, ed. R. E. Latham and D. R. Howlett, 8 vols., Oxford, 1975-
- Turner, *SPF* : *Select Pleas of the Forest*, ed. G.J.Turner, London, 1901.
- PR* : Pipe Roll

註

- (一) 周知のように、関連文献は枚挙にいとまがない。さしあたり、本稿の作成に際して参照した主な文献のみ挙げ  
 べし。T. F. Tout, *Chapters in the Administrative History of Mediaeval England: The Wardrobe, the Chamber and the  
 small Seals*, 6 vols, Manchester, 1920-33, esp., vols. I, II ; A.L.Poole, *Obligations of Society in the XII and XIII Centuries*,  
 Oxford, 1946 ; J. E. A. Jolliffe, *Angvin Kingship*, 2nd edition, London, 1963 ; White, G. H., “The Royal Household under  
 Henry I”, *Notes and Queries*, 151, 1926, pp.363-365 ; idem, “The Household of the Norman Kings”, *Transactions of the  
 Royal Historical Society*, 4th series, vol.30, 1948, pp.127-55 ; idem, “The *Constitutio Domus Regis* and the King’s Sport”,

- The Antiquaries Journal*, vol.30, 1950, pp.52-63 ; idem, “The Great Officers of State”, *The Genealogists’ Magazine*, vol.11, 1954, pp.499-534 ; F.Bartlow, *William Rufus*, London, 1983 ; M.T.Clanthy, *England and its Rulers, 1066-1272*, Glasgow, 1983 ; J.A.Green, *The Government of England under Henry I*, Cambridge, 1986 ; W.L.Warren, *The Governance of Norman and Angevin England, 1086-1272*, London, 1987 ; R.Bartlett, *England under the Norman and Angevin Kings, 1075-1225*, Oxford, 2000 ; C.Warren Hollister, *Henry I*, Yale University Press, New Haven and London, 2001 ; R.Huscroft, *Ruling England, 1042-1217*, Harlow, 2005 ; くハニー申の巡行 (itinerary) のことば W. Farrer, “An Outline Itinerary of King Henry the First”, *English Historical Review*, vol.34, 1919, pp.303-82 and 505-79 ; S.M.Christlelow, “A Moveable Feast? Itineration and the Centralization of Government under Henry I”, *Albion*, vol.28, 1996, pp.187-228 を参照。
- (2) たんばい J. O. Prestwich, “The Place of the Royal Household in English History, 1066-1307”, *Medieval History*, vol. 1, no.2, 1991, pp. 37-52 ; Church, *Dialogus*, pp.xlviii-lix.
- (3) J. Birrell, “Hunting and the Royal Forest”, in *L’Uomo e la Foresta secc. XIII-XVIII: Atti della “Venisettesima Settimana di Studi.” 8-13 maggio 1995*, ed. Simonetta Cavaciocchi, Firenze, 1996, p.438.
- (4) 都築 彰 「Constitutio Domus Regis の作成の背景」『史学雑誌』第九三編第六号、一九八四年、五九〇六一頁。筆者は過日、別稿において *CDR* の狩猟スタッフについて少しく触れたことがある（拙稿「ジョン王治下における獵獸捕獲」『相模女子大学紀要』第六二巻、一九九八年、八一頁）が、立ち入った検討はおいままであつた。
- (5) J. O. Prestwich, *op.cit.*, p.47.
- (6) S.D. Church, “Some Aspects of the Royal Itinerary in the Twelfth Century”, in B. K. U. Weiler, J. Burton, P. Schofield and K. Stöber (eds), *Thirteenth Century England*, xi, Woodbridge, 2007, p.37.

- (7) 以下、本文中で挙げる各研究者の英訳ないしはラテン語による注釈は、*BB* i, pp.356 ; *RB* iii, p.813 and notes on pp.cccxii-cccxciii ; Hall, *CL*, p.249, Appendix ; Johnson, *Dialogus*, p.135 ; Church, *Dialogus*, pp.212-215 ; *EHD* ii, pp.459-460 に拠ることをあらかじめお断りしておく。
- (8) *RB*, p.333 ; J.H.Round, *Feudal England*, London, 1895, p.155 ; White, *KS*, p.57.
- (9) *EHD* ii, p.256 plate XIII ; J.M.Carter, “Sport in the Bayeux Tapestry”, *Canadian Journal of History of Sport and Physical Education*, vol.11, 1980, 1, pp.42-43 ; J.Cummings, *The Hound and the Hawk*, London, 1988, p.160 ; ハンター・タペストリの詳細な読み解きについては、鶴島博和氏の労作『バイユーの綴織を読む』山川出版社、2015年を参照；狩猟角笛については『*The Art of Hunting, or, Three Hunting Mss : a revised edition of The Art of Hunting by William Twicci*, by H. Dryden, 1844, edited by Alice Dryden, 1906, pp.77-81.
- (10) Round, *Feudal England*, pp.271-2, 283.
- (11) Printed in C.H.Haskins, *Norman Institutions*, Harvard University Press, Cambridge, 1918, p.82 ; Lucien Valin, *Le duc de Normandie et sa cour (912-1204)*, Paris, 1901, p.200 and n. 2 ; 当令状の発給年代については『*Regesta regum Anglo-Normannorum, 1066-1154*, vol.I, ed. H.W.C.Davis Oxford, 1913, no.425 ; C.H.Haskins, *op. cit.*, p.40, n.164 を参照； White, *KS*, p.62.
- (12) T. Stapleton, *Magni Rotuli Saccarii Normanniae*, tomus I, London, 1840, plx ; bernagium の事例は *ibid.*, p.39 ; C.H.Haskins, *op. cit.*, Appendix D, p.279.
- (13) *PR 31HenryI*, p.4.
- (14) *PR 10 John*, p.126.
- (15) Round, *KS*, p.269 ; F.Barlow, “Hunting in the Middle Ages”, *Transactions of the Devonshire Association*, cxiii, 1981, p.6 ;

Barlow, *WR*, p.128 : バイユー・タピストリにはハロルドが騎士たちを引き連れてポーシャムに向かう有名な場面がある(鶴島和博、前掲書、二三～二四頁)。鷹を手にしたハロルドの馬列の前には、首輪を付けた三匹のグレイハウンド(大型犬)が描かれている。その前を走る二匹の小型犬は、バロウによればブラシエであるが(Barlow, *WR*, p.128) ラウンドによればランニング・ハウンド (*cumes currentes*) と *round* に *round* (Round, *KS*, p.269) : *EHD* ii, pp.250-1 plates II, III. : ヤップによれば、*round* に描かれているグレイハウンドは現代のそれよりは体格がどっしりしているが、耳は現代のグレイハウンドに似て小さく、まっすぐ立っている。W. Brunsdon Yapp, “Animals in Medieval Art : the Bayeux Tapestry as an example”, *Journal of Medieval History*, vol.13, 1987, p.27.

- (16) *Rot. de Lib.*, pp.150, 141, 248.
- (17) White, *KS*, p.55.
- (18) *PR 31HenryI*, pp.111, 8 ; R.S.Oggins, *The Kings and Their Hawks*, Yale University Press, New Haven, 2004, p.53.
- (19) White, *KS*, p.55 ; 具体的史料として “pro muīs faciendis in castro de Cadomo et domo in qua custodes avium jacent.” T. Stapleton, *Magni Rotuli Scaccarii Normannie*, tomus II, London, 1844, p.350; “Ad muas regis faciendas” *Ibid.*, p.371.
- (20) *PR 17 John*, p.48.
- (21) *PR 17 John and Præstita Roll 14-18 John*, ed. R.A.Brown and J.C.Holt, London, 1964, p.85, Appendix.
- (22) *Docs English History*, p.231 et passim.
- (23) Turner, *SPF*, p.138 ; Round, *KS*, p.284.
- (24) *Wardrobe and Household 1285 -1286*, ed. B. F. Byerly, C. R. Byerly, London 1977, no.2038 ; J. Birrell, *op.cit.*, pp.443-4.
- (25) White, *KS*, p.56
- (26) Round, *Feudal England*, pp.271-2 ; Johnson, *Dialogus*, pp.1i, 13.

- (27) たとえば、チャートスイ修道院が保持した狩猟特権にその一例がみられる。詳しくは、拙稿『ヘンリー一世の法』第一七章と御料林―覚書―『東北公益文科大学総合研究論集』第一〇号、二〇〇六年、一五―一七頁参照。
- (28) Johnson, *Dialogus*, p.134 n.4 ; White, *KS*, p.56.
- (29) *Revised Medieval Latin Word-List*, ed. R.E. Latham, London, 1965, s.v.CATATOR
- (30) Du Cange, *Glossarium mediae et infimae Latinitatis conditum a Carolo Dyfresne, domino du Cange*, 8vols., rev. edn., Paris, 1840-50, s.v. CATATOR:“Famuli qui *Canis* sive *Felibus* indomitis praefuerunt, canesque etiam illos duebant, quibus usi sunt *Principes* in *isdem* *venandis*.”
- (31) Barlow, *WR*, p.125 and n.125 ; Whipper-in: ‘A huntsman’s assistant who keeps the hounds from straying by driving them back with the whip into the main body of the pack.’ (*OED*)
- (32) White, *KS*, p.56 n.8.
- (33) R.Almond, *Medieval Hunting*, Stroud, 2003, p.82 ; Barlow, *WR*, p.127; F.Barlow, “Hunting in the Middle Ages”, p.6 ; Round, *KS*, pp.275, 279-84.
- (34) Round, *KS*, p.279.
- (35) *PR 31 Henry I*, p.3.
- (36) *Testa de Nevill*, p.377; Round, *KS*, pp.279-280 ; 猟犬の飼育・調教による土地保有（役務保有）については E.G.Kimball, *Serjeanty Tenure in Medieval England*, Yale University Press, New Haven, 1936, pp.106-109 参照。
- (37) *PR 4 John*, p.136 ; Turner, *SPF*, p.144; White, *KS*, p.63.
- (38) *Wardrobe and Household 1285 -1286*, ed. B. F. Byerly, C. R. Byerly, London, 1977, nos.2038, 2039, 2042.
- (39) *xv 1462* P.D.A.Harvey, “The Inflation of 1180-1220”, *Past and Present*, no.61, 1973, pp.3-30 ; R.Mortimer, *Angewin*

England 1154-1258, Oxford, 1994, p.39 を参照。

- (40) Round, KS, p.59 n.1; *PR 21 Henry II*, p.29 には「当時ノッティンガムにいた「王の熊係と熊に対しつ」(Vrsarii et Vrsi Regis) 支払われた金額のほか、熊を繋いでおくための鎖の修理代 (pro reparanda cathena predicti Vrsi) も記載されている。鎖に繋がれた熊はバイユー・タピストリにも描かれている。EHD ii, p.256 plate XIII; J.M.Carter, *op.cit.*, pp.53-54.
- (41) *Roulli Litterarum Clausarum*, 2 vols, ed. T.D.Hardy, Record Commission, London, 1833-44, vol.I, p.26; White, KS, p.60.
- (42) *PR 9 John*, p.203; White, KS, p.60.
- (43) *Docs English History*, pp.241, 254.
- (44) Round, KS, p.59.
- (45) Church, *Dialogus*, p.216 n.46; Barlow, *WR*, p.127 and n.138.
- (46) Round, KS, pp.288-290.
- (47) White, KS, p.60.
- (48) *Testa de Nevill*, p.143.
- (49) *RB*, p.461.
- (50) Round, KS, p.250.
- (51) *PR 31 Henry I*, p.126.
- (52) Johnson, *Dialogus*, p.135 n.7; White, KS, p.61; ㄹㄹ J.Cummins ㄹ *harte* ㄹ 'rope' の訳を ㄹㄹㄹㄹ (J.Cummins, *op.cit.*, p.24)。
- (53) R.Almond, *op.cit.*, p.129; J.Birrell, *op.cit.*, p.443; Barlow, *WR*, p.127.



- (54) E.g. "ix garcionum qui custodiunt bersericios" *Docs English History*, p.231.
- (55) Round, *K5*, pp.282-284.
- (56) Turner, *SPF*, pp.98-99; ランニング・ハウンドの一团「グライハウンド」そしてブラシエは狩猟隊には欠かせなかったようである。それは次の史料からも見てとれる。"Item dicunt quod Iacobus de Thurbearg tempore domini G. de Langel, dum fuit iusticiarius de foresta, cucurrit cum mota sua et leporariis suis et berselitis et congregavit multociens cum arcubus et sagittis decem et octo homines et multam fecerunt destructionem de venacione domini regis in omnibus balluis foreste, ex quo foresta multum destructa erat per eundem Iacobum et socios suos." Turner, *SPF*, pp.109-110. これはノーサンプトンシャーのフォレスト巡回裁判記録（一二五三年）の一節であるが、ジェフリ・ド・ラングリ Geoffrey de Langley がフォレスト裁判官であった当時、ジェイムズ・ド・サールビア James de Thurbearg は自分の猟犬の一团「グレイハウンド」、それにブラシエを引き連れて狩りをし、弓と矢を携帯した一八名の下男を頻繁に集めては、フォレスト（ロッキンガム・フォレスト―筆者）の全管区において王の鹿を数多く殺害し、それによってフォレストに甚大な損害をもたらしたことが窺える。ちなみに、ジェイムズ・ド・サールビアは、ロッキンガム・フォレストのスタンニオン Stanion 管区のフォレストを務めていた人物で、ジェフリ・ド・ラングリの三名いた「狩人たち (venatores)」の一人でもあった (Turner, *SPF*, pp.28, 79, 99)。この記録は一二世紀の王のフォレストにおけるフォレストの実態を知る上でも興味深い。
- (57) "et ibidem fecit decopulare duos brachetos qui inueniunt vnum ceruum in eodem bosco." Turner, *SPF*, p.34; リチャード・ハイマンによれば、ブラシエは群れで狩りをする嗅覚犬の総称であった。また、ライムハウンド／ライマーはブラシエと同類で、通常、単独で使われた (R. Hayman, *Trees: Woodlands and Western Civilization*, London, 2003, p.29)。  
ブラシエがライマーと似通った働きをしたのは、両犬が同類であることに起因するのかもしれない。

- (8) White, *KS*, p.62.
- (9) Turner, *SPPF*, p.137.
- (10) R.Almond, *op.cit.*, p.129
- (11) “Mandatum est constabulario de Sancto Briavello quod, cum uxor Reginaldi filii Petri transitum fecerit per forestam de Dene, permissat ipsam habere unum cursum tantum cum duobus lesseis leporiorum sine arcubus et brachettis.” *Cal.Close Rolls 1251-1253*, p.345.
- (12) *PR 13 Henry II*, p.64.; *PR 13 Henry II-PR 12 John, passim.*; R.Bartlett, *op.cit.*, p.671.
- (13) *PR 9 John*, p.209.
- (14) “Odoni et Ricardo duobus Luverez ad se et canes suos . . .” *Rot. de Lib.*, p.118.
- (15) “Ricardo Luverez et Odoni valtrariis pro duobus lupis captis apud Gelingeham et alio lupo capto apud Clarendone xv s.” *Rot. de Lib.*, p.144; ミナンニニヤレチ<sup>チ</sup> valtrarii ナル語ハズ<sup>ル</sup>ミナンニヤレ<sup>レ</sup>ト (leporarius) 種の大型犬の使用を暗示し  
ル<sup>ル</sup>ニヤレ<sup>レ</sup>ト Round, *KS*, p.297 n.3.
- (16) *Docs English History*, p.233; Round, *KS*, pp.296-8.
- (17) “Et Waltero lupario x s. et iij d. bl. ad pedicas faciendas ad lupos capiendos” *PR 8 John*, p.125.
- (18) *Curia Regis Roll*, 12vols, London, 1922-57, vol.12., p.171; R.Bartlett, *op.cit.*, pp.671-2.
- (19) *Cal. Patent Rolls, 1272-81*, p.435; A.G.Pluskowski, “The Wolf”, in *Extinctions and Invasions: A Social History of British Fauna*, ed. Terry O’Connor and Naomi Sykes, Oxford, 2010, p.72.
- (20) *BB*, p.358.
- (21) Hall, *CL*, p.249.

- (72) *RB*, p.cccxiii.
- (73) Church, *Dialogus*, p.214 n.47.
- (74) 王の狩獵と弓といえば、誰しもウィリアム・ルーファスの死を連想するであろう。ルーファスの死をめぐる問題については、別稿で論じたことがある。拙稿「ウィリアム・ルーファスの死をめぐる」『東北公益文科大学総合研究論集』第二〇号、二〇一一年、一〜四一頁。
- (75) Judith A.Green, *Henry I*, Cambridge, 2006, p.100.
- (76) J.Gillingham, *The English in the Twelfth Century: Imperialism, National Identity and Political Values*, Boydell Press, Woodbridge, 2000, p.176.
- (77) J.O.Prestwich, “The Military Household of the Norman Kings”, *English Historical Review*, vol.96, 1981, pp.24-25; *CDR* が扱っているのは *domus regis* だけであって、*familia regis* は扱っていない (ibid., pp.7, 9)。; B. L.Wild, “A Truly Royal Retinue: Using Wardrobe Rolls to Determine the Size and Composition of the Royal Household of Henry III of England”, *The Court Historian*, vol.16, 2011, pp.130-1.
- (78) *PR 31 Henry I*, pp.22, 75, 76, 80, 83, 86.
- (79) *Wardrobe and Household 1285 -1286*, ed. B. F. Byerly, C. R. Byerly, no.2127.
- (80) “Eidem pro expensis j garcionis custodientis dictos ij leporarios per idem tempus, vj d.” *Wardrobe and Household 1285 -1286*, ed. B. F. Byerly, C. R. Byerly, no.2127. 上の記載からわかるように、「三匹のグレイハウンドの世話に当たった一名の小姓の経費として」「同期間」(三日間―筆者)で六ペンスが王の狩人に支払われている。ということとは、小姓一人当たりの経費は二ペンスとちょうどになり、「王の弓手」一人当たりの日当と同額である。
- (81) C.H. Haskins, *op.cit.*, p.118 and n.160; Valin, *op.cit.*, p.151 n. 4.

- (82) *PR 31 Henry I*, p.41.
- (83) AND<sup>2</sup> Online edition. <<http://www.anglo-norman.net/D/hart>> Accessed 15April 2016.
- (84) Church, *Dialogus*, p.lxxvii ; Johnson, *Dialogus*, p.xlix ; <http://www.anglo-norman.net/D/mote>[2]> Accessed 15April 2016.
- (85) AND<sup>2</sup> Online edition. <<http://www.anglo-norman.net/D/mote>[2]> Accessed 15April 2016.
- (86) *Altfranzösisches Wörterbuch*, ed. A.Toblers and E. Lommatzsch, 11 vols., Berlin, 1925-36; Wiesbaden, 1954-1976, vi, pp.415-16.
- (87) *Edward of Norwich, 2<sup>nd</sup> Duke of York, The Master of Game*, ed. William A Bailie-Grohman and F.N Bailie-Grohman, University of Pennsylvania Press, Philadelphia, 1909, p.250, Appendix, s.v. Running Hounds and Raches.
- (88) *PR 31 Henry I*, p.8; くハノ一冊の鷹園録について R.S.Oggins, *op.cit.*, p.53 ; H.A.Crome, “The Royal Forest in the Reign of Henry I” in *Essays in British and Irish History in Honour of James Eadie Todd*, edited by H.A.Crome *et al.*, London, 1949, p.8 参照。 中世ハンズランドにおける鷹狩りの詳細については次の論文を参照。 R.S.Oggins, “The English Kings and Their Hawks:Falconry in Medieval England to the Time of Edward I” Ph.D.dissertation., University of Chicago, 1967.
- (89) *PR 31 Henry I*, p.145.
- (90) *PR 31 Henry I*, p.47.
- (91) *PR 31 Henry I*, pp.6, 23, 47, 61, 82, 89, 121.
- (92) *Regesta regum Anglo-Normannorum, 1066-1154*, vol. II, ed. C.Johnson *et al.*, Oxford, 1956, nos. 673, 854, 856, 956, 961.
- (93) *Cal. Patent Rolls, 1232-1247*, p.480.
- (94) “Henricus et Thomas et Reginaldus tenent racion’ de domino rege per seriantarian et custodiunt aeria ancipitum domini

regis in foresta Karleoli. Henricus Rex Anglie, avus Henrici patris domini regis, dedit illam terram Edwino antecessori predictorum per predictum servicium.” *Testa de Nevill*, pp.197-8.

(5) D.Crouch, *The Image of Aristocracy in Britain, 1000-1300*, London, 1992, pp.305-308; M.W.Labarge, *A Baronial Household of the Thirteenth Century*, Brighton, 1965, pp.168-172..

(6) White, KS, p.63.

(7) Barlow, WR, p.125.

(8) Church, *Dialogus*, pp.lix-lxv.

(9) Church, *Dialogus*, p.ii; W. Map, *De Nugis Curialium/Couriers' Trifles*, ed. and tr. M. R. James, Oxford, 1983, pp. 438-9; ウォルター・マップ、瀬谷幸男訳『宮廷人の閑話』論創社、二〇一四年、三七四頁。マップはヘンリー一世の治世とヘンリー二世のそれを比較し、前者をかなり「美化」している。この点については、S.D. Church, “Some Aspects of the Royal Itinerary in the Twelfth Century”, pp.31-45参照；ヘンリー一世の治世に関するマップのコメントは、‘good old days’の文脈で執筆されたものであることは明々白々である (idem, *The Household Knights of King John*, Cambridge, 1999, p.76) とする指摘は、マップを読む際の留意点として銘記すべきであろう。

(10) Church, *Dialogus*, pp.xlviii-iii; 最近の研究によれば、それよりも一二世紀初めまでには「部局化」は進行していったとされる (B. L. Wild, *op.cit.*, p.138)。